第二講　記述式　その１

《実用的文章》　テーマ「都市景観の保護」

かおるさんの家は、**【資料A】**の「城見市街並み保存地区」に面している、伝統的な外観を保った建物である。城見市が作成した景観保護に関する**【資料B】**「城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし」と、かおるさんの父と姉の会話を読み、後の問い（**問１～４**）に答えよ。

【資料A】

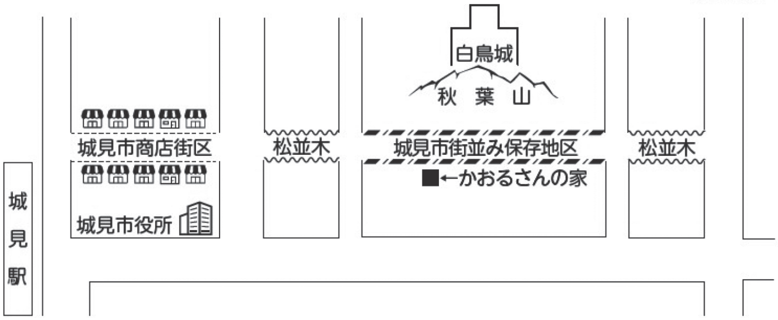

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

【資料Ｂ】

城見市「街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし

ガイドラインの基本的な考え方

城見市「街並み保存地区」一帯は、市名の由来にもなっている秋葉山山頂に築かれた白鳥城下を通る、旧街道の伝統的な道路遺構と街並みからなります。その街並みと自然とが呼応し、そこに集まる人々によって文化と共に育まれてきたところにその特徴があります。

私達は、「街並み保存地区」に限らず、城見市が育んできた歴史、文化の特質を尊重し、優れた自然と景観に対して十分配慮するとともに、この自然と景観を維持、保全、育成しなければなりません。そのためには、住民、企業、行政など全ての人々が城見市の景観に対するさらなる意識の向上を図り、貴重な財産であることを深く認識し、この美しい景観を将来の世代に引き継ぐ責務を負っているのです。

景観保護の目標

ア　市役所周辺から商店街区にかけてのにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。

イ　秋葉山の眺望や松並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みを形成していきます。

ウ　広域からの外来者のある、観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。

景観保護の方針

- 松並木及び「街並み保存地区」の植栽を保全し、街並みや秋葉山の景観との調和を図ります。
- 建築物の壁面、広告物や看板の色彩については、原色などの目立つものを避け、伝統的建築物との調和を図ります。
- 個人住宅を含めて、建物外面の色調を落ち着いたものとし、壁面の位置や軒高をそろえます。
- 一般及び観光客用の駐車場や街路のごみ箱、ごみ収集時のごみ置き場は目立たないように工夫します。
- 「街並み保存地区」は自動車の出入りを制限し、ゆとりある歩行空間を確保します。
- 議会等との協議を通して、景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討していきます。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

姉「（住民対象の説明会から帰ってきた父に）お疲れさま…説明会、どうだった？」
父「ああ、これ、資料だよ。（**【資料B】**を姉に渡す）…最近、うちの周りもそうだけど、空き家が多くなってきたよね。この間も、少し向こうの空き家の裏口のカギが壊されたりしたそうだけど、このままだと治安の面が不安だ。それが取り壊されても、その跡地に『街並み保存地区』っていう名前にふさわしくない建物が建てられてしまうかもしれない。地元の企業がまちづくりの提案をしているという話も出ているしね。そこで市としては、ここでガイドラインを示して景観を守ることで、この一帯を観光資源にしていきたいという計画らしいね。つまり、一石二鳥を狙った訳さ。」
姉「なるほどね。それで、うちの周りはどうなるの？」
父「うちの前の道路、『ゆとりある歩行空間を確保』っていう話だったから、電柱を移動させるか、電線を埋設するかになるんだろうけど、狭いままだってことには変わりないな。」
姉「我が家の外壁を塗り直そうかって時は、その費用は市が負担してくれるの？」
父「多分、それはないんじゃないか。市の予算は、公共の環境整備に使うだろう。」
姉「あれ、そうなの？…　ところでお父さんは、このガイドラインの導入について、どう思ってるの？」
父「私は反対だよ。住民の負担が大きすぎるね。外壁の塗装も建物の改築も、すべて周辺の景観に配慮した上で、適切な対応を自己負担で考えなければいけない。これじゃあ、引っ越した方が気が楽だ。かえって空き家を増やすだけだと思うよ。」
姉「でも、今のままだと、ここはどんどん衰退していくだけだよね？　住民がいなくなると、この街の文化や歴史の一部が途絶えてしまうよね。この辺って、道路も狭いし、家も古いけど、この街並み、私は結構好きだな。だから、マイナスだと思っていることでも、逆にこの街の魅力にしたら、観光客にＰＲすることもできるんじゃないかな。街並みを整備して、地域の魅力づくりに成功したら、ここから出て行く人が少なくなって、空き家も減るよ。そうしたら、この街は守られるよね。」
父「それは希望的な推測だし、感情論に過ぎないね。実際問題として、ガイドラインの通り、古い街並みを残すとしたら、家を改築する時に、デザイン料にせよ材料費にせよ、通常以上の自己負担が必要になる。これじゃ、地域住民の同意は得られないよ。」
姉「私は、ある程度の住民の自己負担は必要だと思う。こういう地域づくりって、行政に任せっぱなしにしたままで、私たち地域住民は受け身でいていいのかな。それに、ガイドラインには広告や看板の色彩のことも書いてあるけど、これからは、自然

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

環境も含めて、そうした住環境も大事にしないといけないと思うの。確かに色々と制約があるし、お金もかかるけど、『地域を守り、地域の魅力を作っていくのは、他でもない私たち自身なんだ』っていう意識を持って、私たちの生まれ育ったこの街を守っていくためには、ある程度の自己負担も必要だよ。」

父「私も、すべて行政に任せちゃえばいいとは思ってないよ。だけど、個人の家や庭に手を入れることは、本質的にその人の自由意志だし、住民の利便性を考えた道路整備は間違いなく行政の仕事だ。ところがガイドラインに従うと、古い家を思うように直すこともできないし、狭い道もそのまま使うっていう不自由を、住民に強いることになる。現実的に発生する問題から目をそらして、感情論で地域づくりを語っても、そんなものは絵に描いた餅に過ぎないよ。」

姉「じゃあ、このまま何もしなくていいの？　街がさびれていく様子を、ただ黙って見てろってこと？」

問１　会話文中の傍線部「一石二鳥」とは、この場合街並み保存地区が何によってどうなることを指すか、「一石」と「二鳥」の内容がわかるように四〇字以内で答えよ（ただし、句読点を含む）。

問２　ある会社が、「街並み保存地区」の活性化に向けた提案書を城見市に提出した。次の文章はその**【提案書の要旨】**である。これに対して、城見市は、ガイドラインに従って計画の一部を修正するよう、その会社に求めた。どの部分をどのように修正することを求めたと考えられるか、三十五字以内で述べよ（ただし、句読点を含む）。

【提案書の要旨】

複数の空き家が連続して並んでいる場所を再利用した商業施設を作りたい。古くて味わいのある民家を最大限活用したカフェ、洋服屋、本屋、雑貨屋、美容院などを総合的にプロデュースすることで、「一度は行ってみたい」まちづくりに貢献したい。初めて訪れる観光客にも親切なように、目につきやすい色の看板を数多く配置し、行きたい店をすぐに探せる配慮をする。また、住民にも利便性の高い店の誘致を進める。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問３　会話文から読み取ることができる、父と姉の「景観保護ガイドライン」の導入についての議論の対立点を、「〜の是非。」という文末で終わるように二〇字以内で述べよ（ただし、読点を含む）。

問４　父と姉の会話を聞いて、改めてガイドラインを読んだかおるさんは、姉に賛成する立場で姉の意見を補うことにした。かおるさんはどのような意見を述べたと考えられるか、次の条件に従って述べよ（ただし、句読点を含む）。

条件１　全体を二文でまとめ、合計八〇字以上、一二〇字以内で述べること。なお、会話体にしなくてよい。

条件２　一文目に、「ガイドラインの基本的な考え方」と、姉の意見が一致している点を簡潔に示すこと。

条件３　二文目に、「経済的負担」を軽減する方法について述べること。

条件４　条件２・条件３について、それぞれの根拠となる記述を**【資料Ｂ】**「城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし」から引用し、その部分を「　」で示すこと。なお、文中では「ガイドライン」と省略してよい。

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第二講　知識モノ解説

語句

ガイドライン→政策の方向性・指針・指導目標
あらまし→おおよそのところ・概要・概略・概ね（おおむね）
景観＝けいかん→風景の外観・景色（けしき）
遺構＝いこう→残っている古い建築物や人間活動の痕跡　類義語…遺跡・遺物
呼応＝こおう→呼べば応えるようにセットになっていること　類義語…表裏一体・気脈（きみゃく）を通じる
責務＝せきむ→責任と義務・責任としてなすべき務め
風格＝ふうかく→味わい・おもむき・とくに堂々とした様子
植栽＝しょくさい→草木を植えること、また景観のために植えられた草木のこと
原色＝げんしょく→はっきりした色のこと
　cf.光の三原色→赤と緑と青紫のこと
軒高＝のきだか→建物から張り出した屋根の部分の高さ。これが統一されると軒並（のきなみ）がそろう　類義語…軒丈（のきたけ）
　cf.軒を争う→家々がひしめきあって、建て混んでいること
計上＝けいじょう→予算などに盛り込むこと
検討＝けんとう→調べたり考えに入れること
　同音異義語　見当→見込みや予想　健闘→懸命に戦うこと、努力すること
治安＝ちあん→社会の安全、安心、安寧（あんねい）秩序が保たれていること
観光資源＝かんこうしげん→観光客などを呼び集めうる魅力あるもの

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

埋設＝まいせつ→地中に埋めて設置すること
改築＝かいちく→建て替え・リフォーム
制約＝せいやく→自由にできない条件や規定
　同音異義語　誓約→約束を守ると誓うこと　成約→契約が成り立つこと
絵に描いた餅＝えにかいたもち→役立たないもの・理想だけで実現不可能なもの・画餅（がべい）
プロデュース→企画や製作をすること
誘致＝ゆうち→招き寄せること

Ⓒ RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第二講

次の傍線部にあたる漢字を、次の各選択肢から選びなさい。

（ア）街並みのケイ観を保護する　①慶　②啓　③景　④警　⑤継

（イ）近代の道路イ構を保存する　①威　②遺　③以　④移　⑤偉

（ウ）伝統的な家並みへの配リョ　①慮　②旅　③侶　④虜　⑤呂

（エ）風カクある建築物を再建　①核　②角　③閣　④覚　⑤格

（オ）街路樹の植サイを統一する　①栽　②裁　③彩　④載　⑤採

（カ）協議会で提案をケン討する　①権　②見　③剣　④検　⑤憲

（キ）都市のチ安が悪化する　①知　②地　③致　④治　⑤稚

（ク）電線を地下にマイ設する　①舞　②埋　③毎　④味　⑤枚

（ケ）市民の金銭的フ担が増す　①府　②譜　③負　④賦　⑤富

（コ）未来の住カン境を考える　①感　②環　③還　④巻　⑤間

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第二講　記述式　その１

《実用的文章》テーマ「都市景観の保護」

図解

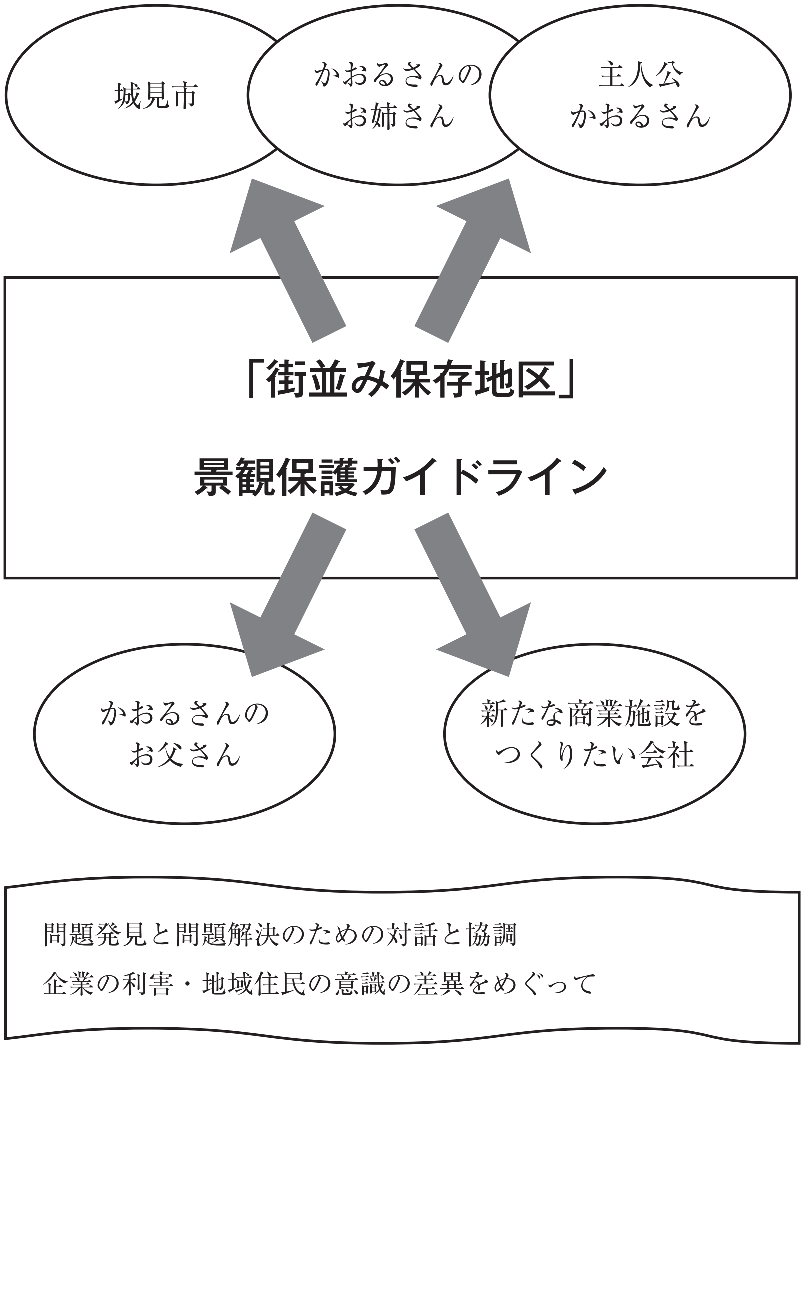

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

問１《傍線部説明・記述》

従来のセンター試験国語にはなかった記述タイプの設問です。ともあれ、傍線部について、本文中の言葉を使って説明する設問は、一部の私大、個別試験（二次試験）で国語を課すすべての国公立大で出題されてきたものです。したがって、センター試験にはなかったというだけで、入試全体を見渡せば、珍しいものではありません。ただし、「珍しい」と言えるのは、市役所が提示する景観に関するガイドライン（試験用の架空のもの）と市民の会話が文章資料として与えられている点です。センター試験および私大や国公立大で従来出題されてきた文章は、著名な学者の手による評論・論説、および著名な作家の手による小説・文学的文章だったからです。学術的でも文学的でもない、一般市民が身近に目にしうる文章を素材にしています。この点では、駐車場の契約書を課題文にしている第三講、生徒会新聞・生徒会規約を課題文にしている第六講についても同様です。

まず、設問は会話文中にある「一石二鳥」の説明です。また設問文が大変丁寧で、「街並み保存地区が**何によってどうなることを指すか**、『一石』と『二鳥』の内容がわかるように」と書いてあります。つまり、一つのはたらきかけ・原因（「**何によって**」の部分で、これが一石です）で、二つの成果・結果（「**どうなること**」の部分で、これが二鳥です）が獲得できるということです。図式化すると次の通りです。

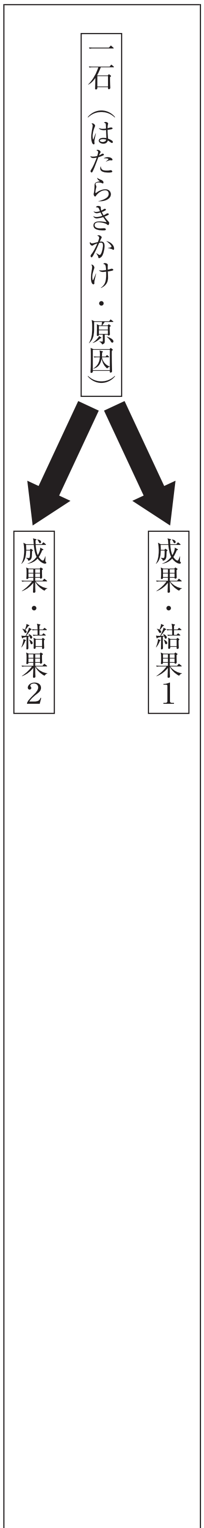

そこで、会話文から「街並み保存地区」に関して、それぞれ「一石＝はたらきかけ・原因」にあたる部分、「二鳥＝二つの成果・結果」に当たる部分を探し、解答に盛り込みます。まず、「父」の会話文にある「市としては、ここでガイドラインを示して景観を守ることで」が「一石＝何によって」に該当します。「市の景観保護ガイドラインにより」などと表現できます。大学入試センターが発表している「正答の条件」によれば、「『一石』の内容として『ガイドラインの導入』または『景観を守ること』に触れているもの」ですから、「ガイドライン」と「景観を守る（景観保護）」のどちらかがあればよいことになっています。ちょっ

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

とゆるい基準ですね。
さて、「一鳥」のうち、一つはすぐにわかります。「ガイドラインを示して景観を守ることで、この一帯を観光資源にしていきたいという計画」とあるからです。この「観光資源」にすることが「二鳥」のうちの**該当箇所その１**です。ではもう一つ、成果が期待される、あるいは解決が求められる課題は何か。お父さんは「空き家」「治安」「『街並み保存地区』っていう名前にふさわしくない建物が建てられてしまう」などを挙げています。最後の「『街並み保存地区』っていう名前にふさわしくない建物が建てられてしまう」問題は、「景観を守る」に含まれていますから、**該当箇所その２**は「空き家」「治安」ということになります。「正答の条件」によれば、「空き家対策」または「治安の維持」のどちらかでもよいようです。ここもゆるいと言えるかもしれません。ところが、ゆるいと言えないのは、「二鳥」そろっていないといけない点です。**該当箇所その１**、**該当箇所その２**の両方を満たして「正答の条件③」に応えることになるということです。

（正答例）
景観を守るガイドラインによって、治安が維持され観光資源として活用されること。（三八字）
（正答の条件）
① 四〇字以内で書いているもの
② 「一石」の内容として「ガイドラインの導入」または「景観を守ること」に触れているもの
③ 「観光資源」及び、「空き家対策」または「治安の維持」に触れているもの

問２《二つの文書の差異を説明する・記述》
ある会社の**【提案書の要旨】**で、市の景観保護ガイドラインに抵触する（違反する・問題になる）部分は「目につきやすい色の看板を数多く配置し」の箇所です。市の「景観保護の方針」の二番目に「建築物の壁面、広告物や看板の色彩については、原色などの目立つものを避け、伝統的建築物との調和を図ります」とありますからね。では、設問条件「どの部分をどのように修

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

正する」のかにしたがって、「目につきやすい色の看板」ではなく「伝統的建築物との調和」がとれるものにするということになります。

このように、「～ではなく、～」という記述解答のスタイルは、評論・論説などの文章を素材にした、記述問題ではおなじみのものです。そうした文章が比較・対比で書かれているからです。今回は、〝市の景観保護ガイドライン⟷ある会社の提案書〟という対比でした。

（正答例）
看板は目につきやすい色ではなく、伝統的建築物と調和した色彩にすること。（三五字）
（正答の条件）
① 三五字以内で書いているもの
② 修正すべき部分について、「目につきやすい色の看板」に触れているもの
③ 修正の仕方について、「伝統的建築物と調和した色彩」に触れているもの（「街並みと調和」、「落ち着いた色調」など同義の表現も認める）

問３《指定箇所の説明・記述》

「会話文から読み取ることができる、父と姉の『景観保護ガイドライン』の導入についての議論の対立点」という特定部分の説明が求められています。そして「対立点」という対比です。これを「～の是非。」につながるようにキーワードを拾って表現します。もちろん、「景観保護ガイドライン」の導入に対し、「父」は反対で、「姉」は賛成ですが、その賛否をそのまま書いても十分ではありません。賛否の中身を書いてこそ「対立点」「是非」の内容を説明することになります。

「父」は「私は反対だよ。住民の負担が大きすぎるね。外壁の塗装も建物の改築も、すべて周辺の景観に配慮した上で、適切な対応を自己負担で考えなければいけない」「ガイドラインの通り、古い街並みを残すとしたら、家を改築する時に、デザイン

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

料にせよ材料費にせよ、通常以上の自己負担が必要になる」と語って、「負担」を繰り返し強調しています。一方「姉」は、「私は、ある程度の住民の自己負担は必要だと思う」とキッパリ言い切っています。この「自己負担」が争点であり、「是非」に通じるものです。

しかし、これだけでは実はまだ半分です。姉の「確かに色々と制約があるし、お金もかかるけど」のセリフのうち「お金」は「自己負担」として登場済みですから「制約」の部分も指摘する必要があります。「父」の最後の訴えに「その人の自由意志〜不自由を、住民に強いる」といった表現があります。つまり住民の自由を制限することの是非が争点です。

やはり抜き出し問題ではなく、記述で説明を求める問題では、ポイント箇所は複数になると承知しておくべきでしょう。

（正答例）

例①　個人の自由を制限し、自己負担を求めること（の是非。）（二〇字）

例②　自己負担や制限を受け入れて進めること（の是非。）（一八字）

（正答の条件）

①　二〇字以内で書いているもの

②　文末表現が「の是非。」に接続できるもの

③　「個人の自由の制限・制約を求めること（または受け入れること）」に触れているもの

④　「自己負担を求めること（または受け入れること）」に触れているもの

問４《指定箇所の説明・記述》

設問条件がそのままヒントになっています。特に「条件２　一文目に、『ガイドラインの基本的な考え方』と、姉の意見が一致している点を簡潔に示すこと。／条件３　二文目に、『経済的負担』を軽減する方法について述べること。／条件４　条件２・条件３について、それぞれの根拠となる記述を**【資料Ｂ】**『城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし』から

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

引用し」の箇所です。

複数資料（この場合、姉のことばと「ガイドライン」）を読んで一致箇所をまとめる問題です。まず「姉」が繰り返し強調している箇所を挙げると「この街の文化や歴史の一部が途絶えてしまうよね」「この街は守られるよね」「『地域を守り、地域の魅力を作っていくのは、他でもない私たち自身なんだ』っていう意識を持って、私たちの生まれ育ったこの街を守っていく」などです。つまり、守る・途絶えないようにする・住民の意識がとくに強調されています。この内容に近いものを**【資料B】**の「ガイドラインの基本的な考え方」から拾います。「住民、企業、行政など全ての人々が城見市の景観に対するさらなる**意識**の向上を図り、貴重な財産であることを深く**認識**し、この美しい**景観を将来の世代に引き継ぐ**責務を負っている」が該当します。「正答の条件」によれば、「意識の向上」か「景観を将来の世代に引き継ぐ」のどちらかが入っていればよいようです。

次に設問条件３の「経済的負担」の軽減方法にかかわる箇所を**【資料B】**から探します。「景観保護の方針」の最後に、「議会等との協議を通して、景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討していきます」とあります。お金関連の記述はここだけです。

（正答例）

姉の意見は、「全ての人々」が「意識の向上」を図り、「景観を将来の世代に引き継ぐ」というガイドラインの考え方と一致している。また、方針に「景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討」するとあるので、補助が受けられる可能性がある。（一一九字）

（正答の条件）

① 二文で書いているもの
② 八〇字以上、一二〇字以内で書いているもの
③ 一文目に「意識の向上」または「景観を将来の世代に引き継ぐ」という部分が「　」を用いて引用されているもの
④ 二文目に「(景観を保護するために) 必要な予算があれば、その計上を検討」という部分が「　」を用いて引用されているもの

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑤　二文目に「補助が受けられる可能性がある」ことに触れているもの

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

復習問題　第二講　模範解答

（ア）③　（イ）②　（ウ）①　（エ）⑤　（オ）①
（カ）④　（キ）④　（ク）②　（ケ）③　（コ）②

解答漢字一覧

（ア）景観　（イ）遺構　（ウ）配慮　（エ）風格　（オ）植栽
（カ）検討　（キ）治安　（ク）埋設　（ケ）負担　（コ）環境

© RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。